測量及び建設コンサルタント等

No.	内容	質問事項	回答
1	実績調書（様式11号）	1つの契約に土木関係建設コンサルタントと測量が含まれている場合、割合の多い土木関係建設コンサルタントに記載しなければならないですか？そうすると、測量の実績高が無くなってしまうのですが。	測量も登録を希望される場合は、請負金額の案分し、測量の箇所にも実績高を記入してください。
2	財務諸表	「税務申告の決算書の写し又は財務諸表」は直近決算期のものとあるが、2年分か？	直近の1年分で構いません。
3	納税証明書	納税証明書や滞納のない証明書について、納税の猶予許可を受けている場合はどのような書類を提出する必要があるか？	「滞納の猶予許可通知書」等の納税が猶予されている書類をご提出ください。
4	納税証明書	本社が県外で、市内に営業所がある場合、「7. 市町村税の滞納のない証明書」や「10. 都道府県税の滞納のない証明書」等は本社と営業所どちらの市町村・都道府県から発行されたものを提出したら良いか？	本社の所在地にある市町村・都道府県から発行されたものを提出して下さい。
5	納税証明書	「都道府県税の滞納のない証明書」で、（全税目の滞納のない証明書）を提出する場合、何期分の証明書を発行してもらえば良いのか？	沖縄県の県税事務所の場合、「納税証明書交付請求書」の中にある「県税全税目の滞納のない証明」にチェックを入れて請求すると、請求時点までの滞納のない証明が発行されます。
6	納税証明書	No7に『東京都の場合は法人都民税』と記載されているが、No.10と同じ証明書のため添付しなくてもいいか？	東京都の場合、No.10の添付書類は省略してもかまいません。